

地域福祉推進の拠点に関するあり方についての報告書

地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会

地域福祉推進の拠点に関するあり方についての報告書

目 次

I 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会とは

- 1 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会の意味と位置づけ
- 2 黒部市総合振興計画・黒部市社会福祉協議会との関係性

II 地域福祉の現状と課題

- 1 地域福祉を取り巻く社会動向
- 2 地域を取り巻く現状と課題
- 3 地域における現状と課題の調査

III 調査分析

- 1 調査分析の方法
- 2 課題整理

IV 地域福祉推進拠点の役割とは

- 1 現状の拠点、地区、地域の役割や実施事業（行政/市社協も含む）
- 2 今後求められる地域福祉推進の拠点の役割

V 分析結果・拠点の役割から見える拠点に求められる機能

- 1 分析結果から求められる機能—「人が学ぶ」「支える」「つなぐ」
- 2 拠点の役割として求められる機能—「誰もが集う機会」「複合的な機能」

VI 「新しい拠点のあり方」

- 1 拠点のコンセプト
- 2 備えるべき機能

VII 委員会としてのまとめ

- 1 計画の具現化
- 2 利便性
- 3 ソフト面の整備
- 4 財源の確保

資料編

- 1 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会設置要綱
- 2 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会会則
- 3 委員名簿
- 4 関係会議日程
- 5 検討委員会の進め方構成図

I 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会とは

1 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会の意味と位置づけ

社会福祉法人黒部市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が主催する平成 27 年度の第 10 回黒部市社会福祉大会において「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」を目指すための大会決議 3 項目（Ⅰ人材育成の環境整備 Ⅱ地域福祉推進の場づくりと拠点整備 Ⅲ財源の確保）が承認された。その一つである「地域福祉推進の場づくりと拠点整備」について、地域福祉推進のために多様な団体や地域住民が集い話し合いのできる場づくり及び、福祉・医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携できる機能的な拠点についてのあり方を検討するために「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置することとなった。

委員会では、黒部市として必要な関係団体や地域住民が連携協働できる場やしくみ、機能的な拠点について、様々な分野からの委員と公募委員で協議検討を行う。また、検討項目を本会会長より委員会へ諮問し、委員会の答申を得て、黒部市へ提言することを目的とする。

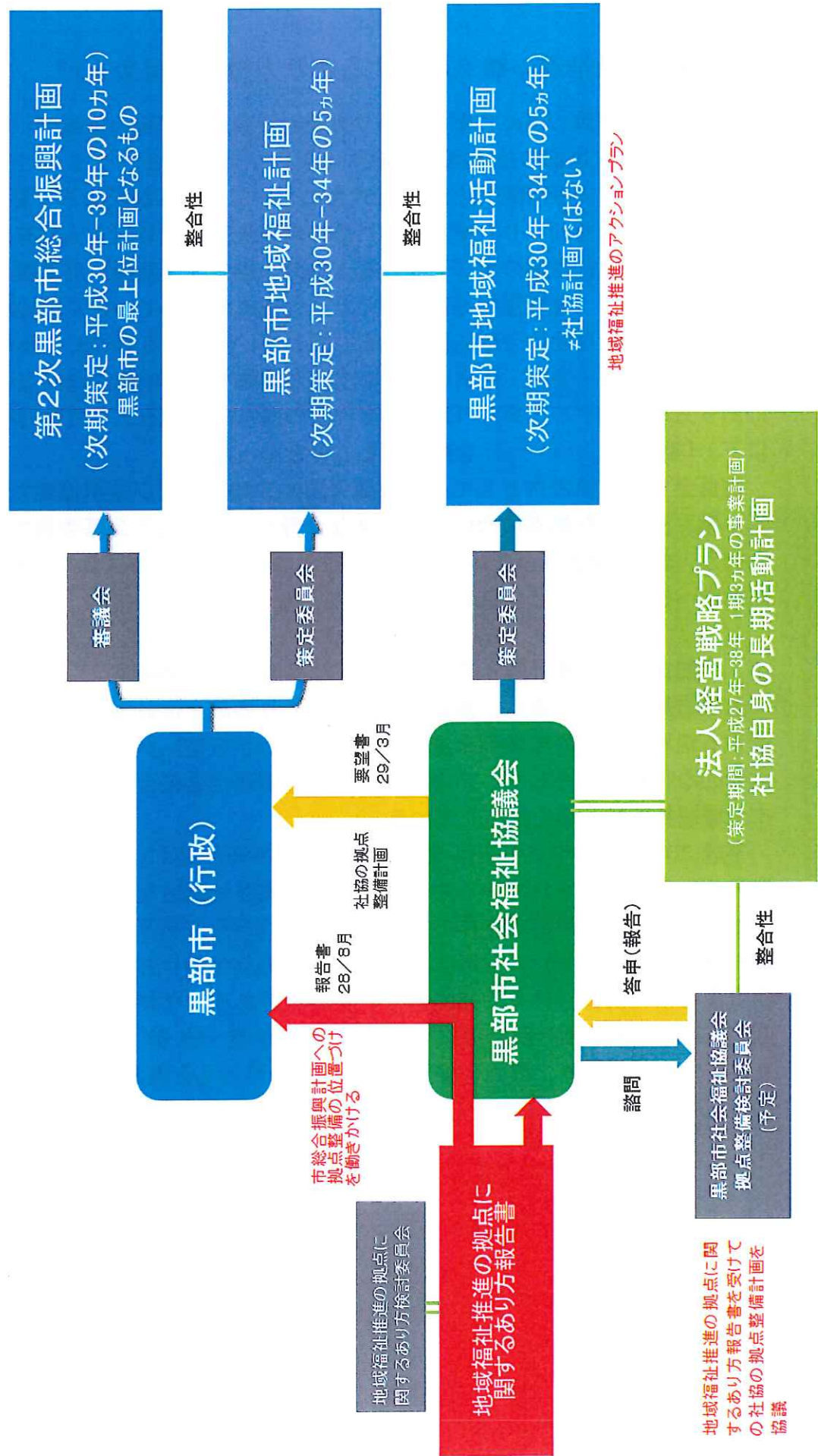
2 黒部市総合振興計画・黒部市社会福祉協議会との関係性

黒部市総合振興計画は、黒部市のまちづくりの最上位計画であり、そこに関連する地域福祉分野の黒部市地域福祉計画（市が策定）がある。本会は、より具体的な行動計画として、市の上位計画との関連性と整合性を取りながら黒部市地域福祉活動計画を策定している。

平成 30 年～39 年までの第 2 次黒部市総合振興計画は、来年度より策定準備に入ることが予定されている中、本会は「地域福祉推進を図る」ことを目的にした団体として、黒部市全体の福祉についてのあり方をとりまとめ、市総合振興計画の「地域福祉」の分野における新しい拠点のあり方などを長期計画に反映できるよう位置づけを明確にしていく必要がある。なお、黒部市地域福祉計画、黒部市地域福祉活動計画についても平成 30 年～34 年（5 ヶ年）の計画づくりが予定されており、市総合振興計画との整合性のもと策定する。（図 1）

黒部市総合振興計画と黒部市社会福祉協議会の関係性

(図1)



II 地域福祉の現状と課題

1 地域福祉を取り巻く社会動向

日本の少子高齢化は今後も進み、厚生労働省は 2025 年団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）を迎えるまでに地域で住民の力を活かしながら福祉・医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となり高齢者等を支えていくしくみ「地域包括ケアシステム」（図 2）の実現に取り組んでいる。黒部市の現在の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 29.8%（2016 年 5 月末現在）で、都市部よりも急速な高齢化が進みこれからも進行は続くものと考えられる。

また、核家族化などの要因により一人暮らし高齢者の増加や都市部への人口流出などで人口も減少傾向にあり、2015 年に策定された黒部市人口ビジョン（別表 1）では 2060 年の市の人口を 33,000 人に目標設定していることから今後、人口や経済活動の縮小が予想される。そして、今後ますます福祉課題も複雑多様化していく中で、市民の暮らしを支える福祉への関心と期待はより高まっている。

地域福祉の推進のためには、様々な団体の連携協働やしくみや制度の一体的な活用などを充実させ、市民の普段の暮らしを支え、また地域支援活動者にとって活動を支える機能をもった中心的拠点を整備していくことが重要である。

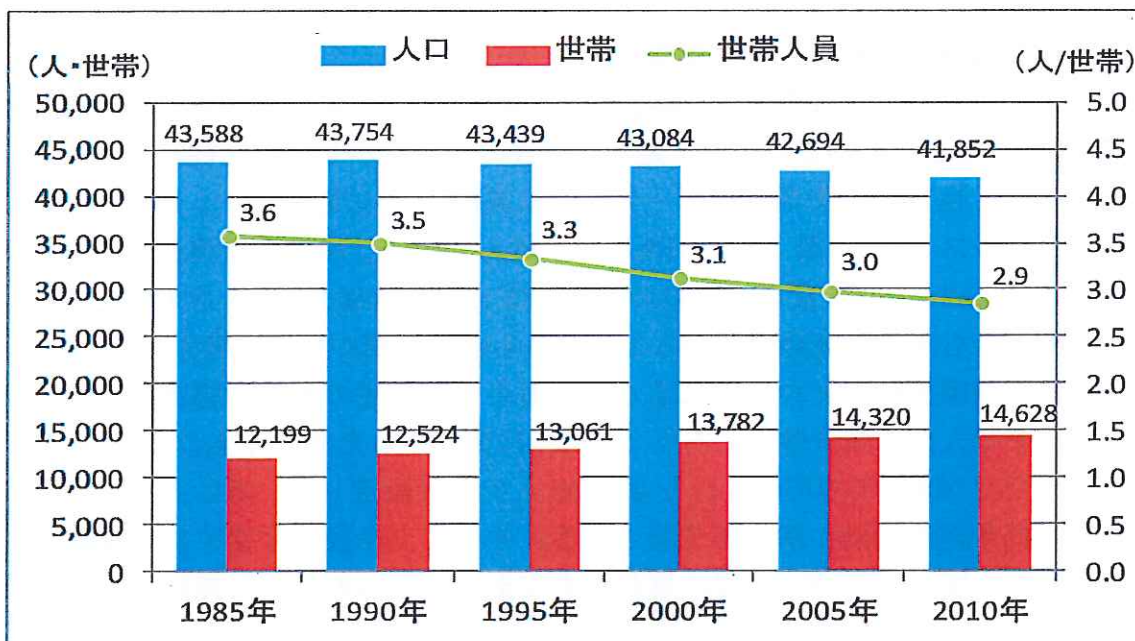
2 地域を取り巻く現状と課題

黒部市は平成 18 年 3 月に旧黒部市と旧宇奈月町が合併し、市内には 16 地区の自治振興会と地区社会福祉協議会がある。近年、少子化の影響を受け小中学校の統廃合も進み、今後も計画的に予定されている状況ではあるが、自治振興会単位や地区社会福祉協議会単位の統合は行われていない。人口減少によりさらに高齢化が進む地区や新興住宅の増設により人口が増加する地区など高齢化率一つを見ても 22%から 48%の開きがあり地域格差が一段と進んでいる。

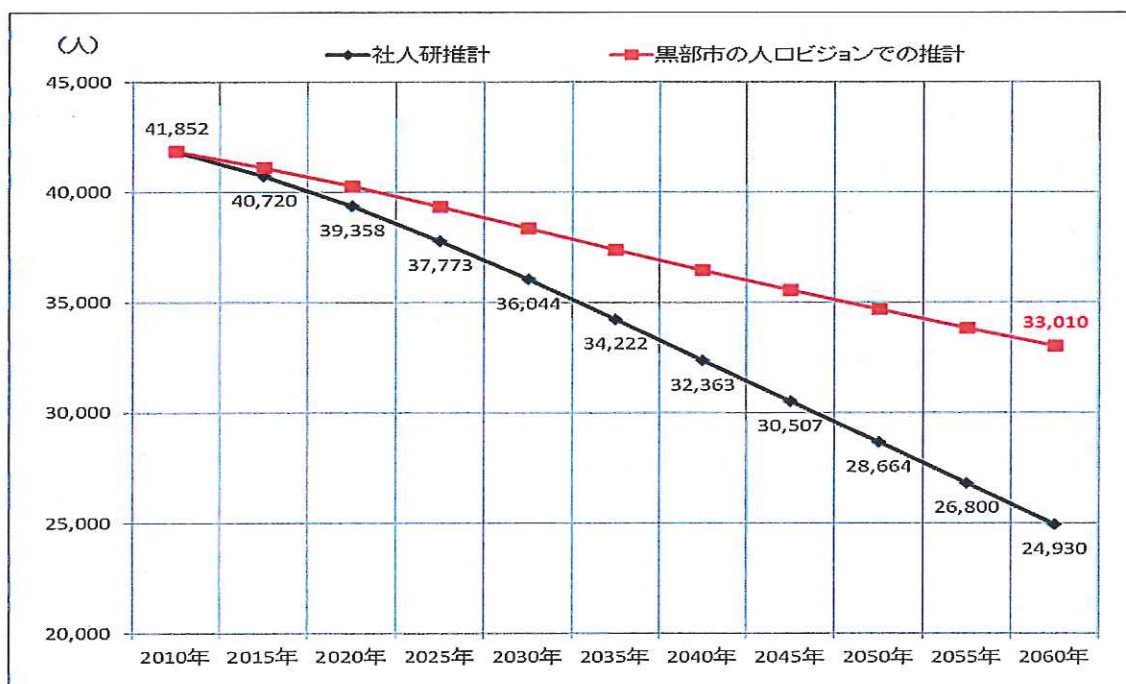
少子高齢化、都市部への人口流出などでますます高齢化率が高くなる地区では、高齢者同士の支え合いや高齢者のみの世帯への見守り体制が今後課題となってくる。また、新興住宅を抱える地区では、若者が多く居住し人口が増えるが、近隣との関係が希薄化しつつあり、地域行事や地域活動の担い手不足となる課題もある。このように地域性のある課題が市内 16 地区それぞれにあり、それに合わせた支援が今後は必要となってくる。

○黒部市の人口推移 (データ参照: まち ひと しごと 創生 黒部市人口ビジョンより)

(別表 1)



○黒部市人口ビジョン (データ参照: まち ひと しごと 創生 黒部市人口ビジョンより)



出生に関する仮定	合計特殊出生率が段階的に上昇し、2030年に1.90まで向上、その後さらに上昇し、2040年に2.07(人口置換水準)まで向上、それ以降は2.07を維持する。
死亡に関する仮定	社人研推計(パターン1)と同様とする。
移動に関する仮定	定住促進策を推進することにより、年間あたり60人(5年間で300人)程度の社会増を図る。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

地域包括ケアシステムの姿



3 地域における現状と課題の調査

地域における現状調査は、地区自治振興会並びに地区社会福祉協議会、黒部市内のボランティアグループなどを中心に地域福祉活動に関わる方を中心にアンケート調査を行った。また、10代から50代の福祉への関心や当事者性の薄い世代への追加調査も行った。

さらに、福祉関係団体や分野別、世代別にヒアリングを行い、より詳細に聞き取りを行った。少数派の声として外国人の方や、障がい者の家族会などからも現状と課題を聞き取った。

(1) アンケート調査 1,066件 ※別冊報告書

『誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり』の実現に向けて「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討」に関するアンケート調査

対象：地域福祉活動者を中心とした調査

- 市内16地区自治振興会・地区社会福祉協議会を通じた地域住民
- 黒部市内ボランティアグループ60団体
- 社会福祉協議会主催事業参加者
- 地域活動関係者など

(2) アンケート調査（追加）54件 ※別紙報告書

『誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり』の実現に向けて「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討」に関するアンケート調査

対象：10代から50代の福祉への関心や当事者性の薄い世代への調査

(3) ヒアリング調査 17団体 ※別冊報告書

「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討」に関するヒアリング調査

対象：福祉関係団体、分野別、世代別、少数派の方々などを中心に調査

- 障がい：社会福祉法人にいかわ苑 シェアフィールドひまわり
- 障がい：黒部市身体障害者協会
- 障がい：せせらぎハウス黒部
- 障がい：社会福祉法人 くろべ福祉会 保護者会
- 子育て：三日市保育所シニアサポーター
- 保育：三日市保育所・愛児保育園 職員
- 介護：居宅介護支援事業所 ケアマネジャー
- 介護：介護保険サービス利用者、家族
- 壮年世代：大布施（壮年世代）60代
- 高齢者：黒部市老人クラブ連合会

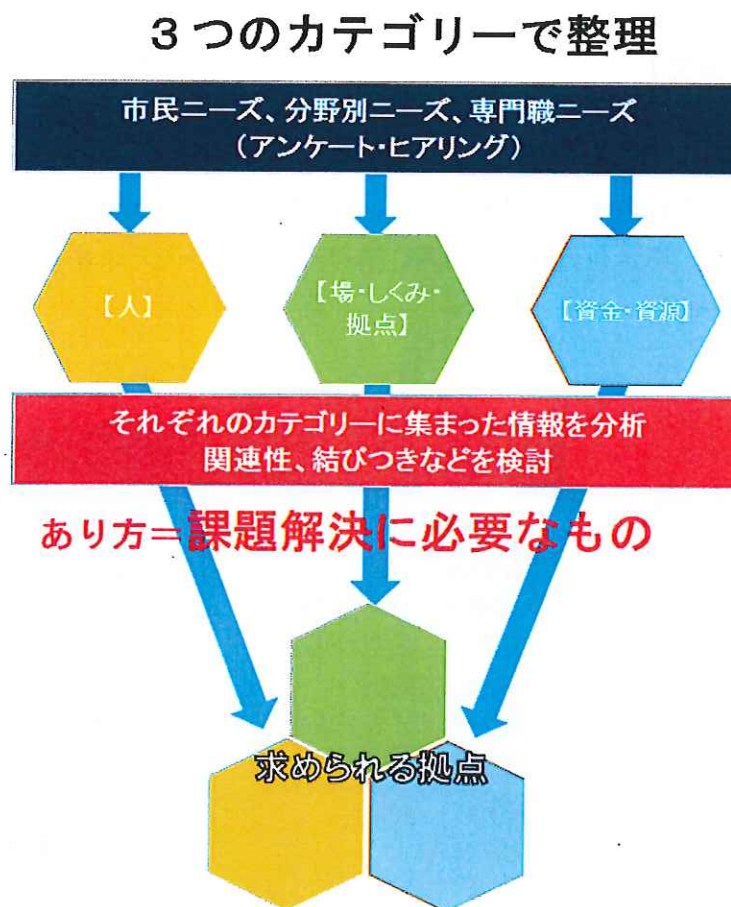
- ボランティア：黒部市地区ボランティア部会協議会
- ボランティア：市内ボランティア団体
- 地域支援活動：黒部市民生委員児童委員協議会 理事
- 行政福祉：黒部市職員
- 地区社協：地区社会福祉協議会 事務担当者
- 外国人就労：生地蒲鉾有限会社 従業員（外国人）
- 外国人支援：日本語教室 in 黒部

Ⅲ 調査分析

1 調査分析の方法

ヒアリング結果、アンケート結果を黒部市社会福祉協議会の内部（全職員参加）に設置したワーキングチームが、課題を大きく「人」「場/しくみ/拠点」「資金/資源」の3つに分類し整理を行った。その結果を最終的に「拠点到求められる機能」として集約した。（図3）

（図3）



2 課題整理

「人」「場/しくみ/拠点」「資金/資源」の3つに分類し課題整理を行った上で、さらに共通的な課題、少数派（マイノリティー）の課題、複合的な課題にまとめた。（図4）

（1）【人】

どの団体や分野からも人材の不足、担い手の育成などが共通課題であった。また、少数派である外国人の支援、支援を拒む人への対応策という課題も見えた。複合的な課題として人を育てるためのしくみや基盤となる場や機能が少ないということが分かった。

（2）【場・しくみ・拠点】

支援を必要とする当事者やその家族、また支援者が福祉のことについて相談できる場が分からない、情報発信と収集が一本化されていないという声が多かった。また、【人】の課題と共通するような養成や育成、研修などを行う場などが求められていることが分かった。複合的な課題として、活動者同士が交流できる場、発表できる場も求められているが分かった。

（3）【資金・資源】

活動費を助成するしくみなどはあるものの、運営に係る経費や事務的経費を支える財源が不足し、活動を阻害していることが分かった。また、団体が活動するときには使える拠点がある地域とない地域によって地域格差があることが分かったとともに、資金と活動を上手く結びつけるコーディネート機能が必要であることも分かった。

3つの課題整理一覧

（図4）

【人】	【場・しくみ・拠点】	【資金・資源】
【共通的な課題】 ・担い手 ・意識／理解／質 【少数派の課題】 ・外国人の生活 ・支援を拒む人 【複合的な課題】 ・人材育成 ・基盤となる場	【共通的な課題】 ・相談できる場 ・養成／育成／研修 ・情報の発信や収集 【少数派の課題】 ・障がい者／高齢者の移動 ・災害時支援の拠点 【複合的な課題】 ・発表の場 ・交流の場	【共通的な課題】 ・事務的活動経費 ・運営経費 【少数派の課題】 ・行政サービスの格差 ・地域格差 【複合的な課題】 ・資金と活動のマッチング ・持続可能な団体運営

IV 地域福祉推進拠点の役割とは

ヒアリングやアンケート結果などから見える様々な地域課題をこれからの地域の現状を踏まえながら、拠点（黒部市1拠点）、地区（市内16地区）、地域（町内単位）での役割分担と機能整理を行いながら連携し、課題解決に取り組む必要があると考え、委員会として実施事業の現状整理と今後の役割分担について検討を進めた。また、拠点としての複合的な機能を持ち、相乗効果を図ることや、誰もが拠点に集える場を作り出すことなどを検討した。

1 現状の拠点、地区、地域の役割や実施事業（行政/市社協も含む）

まず始めに、地域福祉を推進する行政、社協、そして拠点、地区、地域の現在の役割と機能について整理し、まとめた。現在、拠点となっている黒部市福祉センターは社協が市の補助を受け運営し、センター内に社協事務局を設置している。（別表2）

現在の拠点・地区・地域の役割(行政/社協も含む)					
区分	行政	社協	拠点(黒部市)拠点	地区(黒部市内16地区)	地域(130町内単位)
現在の場	黒部市役所	本所:黒部市福祉センター 支所:宇奈月老人福祉センター内(東部地域包括)	黒部市福祉センター (社協事務局)	16地区公民館	町内公民館
担い手	公務員・職員	民間団体職員	市社会福祉協議会	住民・ボランティア 事務:市臨時職員	住民・ボランティア
義務(根拠法)	職務専念義務・守秘義務(地方公務員法)	職務専念義務・守秘義務(社会福祉法)	無	無 (地区社協会則)	無 (町内会則)
財源	税金 交付金など	市補助金・県社協助成金 会費など	市補助金 市社協助成金など	市補助金・会費 市社協助成金など	地区助成金 住民会費など
目的	公共サービス	地域福祉の推進	公共サービス 地域福祉の推進	地域づくり	地域づくり
協働	県・市社協・各種市民団体	市・県社協・地区・NPO・ボランティア団体・各種市民団体	地区・NPO・ボランティア団体・各種市民団体	市社協・地域・ボランティア団体・学校・各種市民団体・事業所・商店会	地区・ボランティア団体・事業所・商店会・地元青年会・子供会・老人会
概要	市民への公平・公正なサービス 市民からの要望・意見などに誠実に対応	社会福祉を目的とする事業や企画 住民参加のための援助	一定の地域に属する住民が住みよい地域づくりを行なうために自主的に組織した共同体 地域の市民が自己の意見・責任に基づいて	町内会の福祉活動を発展 行政や市社協などからの通達や案内事項のとりまとめ 自治会館の管理や活動外部団体との連携調整	住民の福祉活動の発展 自治体などからの案内事項のとりまとめ 町内会館の管理や活動 住民の自主的な意思で作る任意団体 自主的な自治組織「町内会」
事業	制度、しくみの制定 関係団体との連絡調整 各種事業の養成・研修 市民の課題解決と相談	調査、研究、情報提供 福祉事業の開発、普及 各種事業の養成・研修 地区等の課題解決と相談	調査、研究、情報提供 各種事業の養成・研修	地区(自治振興会)の事業 市関係事業の参加協力 地区のニーズ把握と連携	地域(町内単位)親睦と交流 地区イベント等の参加協力 町内のニーズ把握と連携

2 今後求められる地域福祉推進の拠点の役割

(1) 活動の場の変化

国の施策でもある地域包括ケアシステムの実現を目指す方向が示される中、今後は、中央の拠点にたくさんの人を集める形から地域を拠点とした小さな集まりをたくさんつくり出していく形に変化していくことが予想される。現在は、中央の拠点、地区、地域でそれぞれ活動の場や事業が実施されているが、今後に必要な拠点の機能は、地区や地域の活動を間接的に支援し、下支えしていくことが必要となってくる。

(2) 担い手の創出と人材育成

今後、小さな地域単位で多くの活動が実施されていくことが考えられる。そのような中では、必然的に活動者や支援者を増やしていく必要があり、ボランティアや活動の中心となる地域リーダーなどの担い手を創出していくことや人材の育成が急務である。

担い手の掘り起こしと人材育成は、拠点、地区、地域が一体となって取り組むべき課題である。拠点の機能として、「学びの場」を提供したり、新しい担い手を発掘する機能を充実し、地区や地域などでは活動を通して人材を育成していくという役割分担が必要となってくる。また、福祉専門職や援助者は、福祉サービスを提供する担い手として質の担保や向上を図る場も拠点として必要な機能と考える。

(3) 誰もが集う機会

地域福祉推進の拠点として、地域福祉に関わる人を中心に検討を進める一方で「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまち」の実現には、支援を必要とする当事者や利用者または、支援活動者以外の人々にも拠点に来る機会をつくり出し、福祉との関係性を持たせることも重要である。様々な集いで拠点に訪れる機会をつくることで、知ることや気づきを芽生え、将来的な福祉への理解や協力につながる福祉教育的な機能も拠点として持ち備える必要がある。

(4) 複合的な機能

福祉に関する相談やサービスを一つの拠点に集約し一元化することにより市民に分かりやすく、利便性が上がることが考えられる。福祉の機能を持つ団体や施設などと隣接または併設することで、相乗効果を図ることも考えられる。また、災害が起きた時の災害ボランティア支援センターなど福祉に特化した拠点としての機能を持つ可能性も検討していく必要がある。

V 分析結果・拠点の役割から見える拠点に求められる機能

1 分析結果から求められる機能—「人が学ぶ」「支える」「つなぐ」

「人が学ぶ」—黒部市一体での人材育成と担い手育成—

今後活動の主体が地区や地域単位に移行し、小さな単位で多くの活動が実施されていくことが考えられる。そのような中で、もつとも重要になってくるのが活動を行う「人」である。「自分たちの地域を自分たちで良くしていく」という意識やムードを黒部市に浸透させていくことや地域活動者を生み出し育てていくこと、また福祉を支える専門職の質の向上や担保が必要となってくる。

拠点、地区、地域が一体となり活動の担い手となる「人」の掘り起こしと育成を行うことが求められる。「拠点」では、すべての人が「学ぶ場」を提供する。

【市民】市民を活動者（ボランティア）層へ

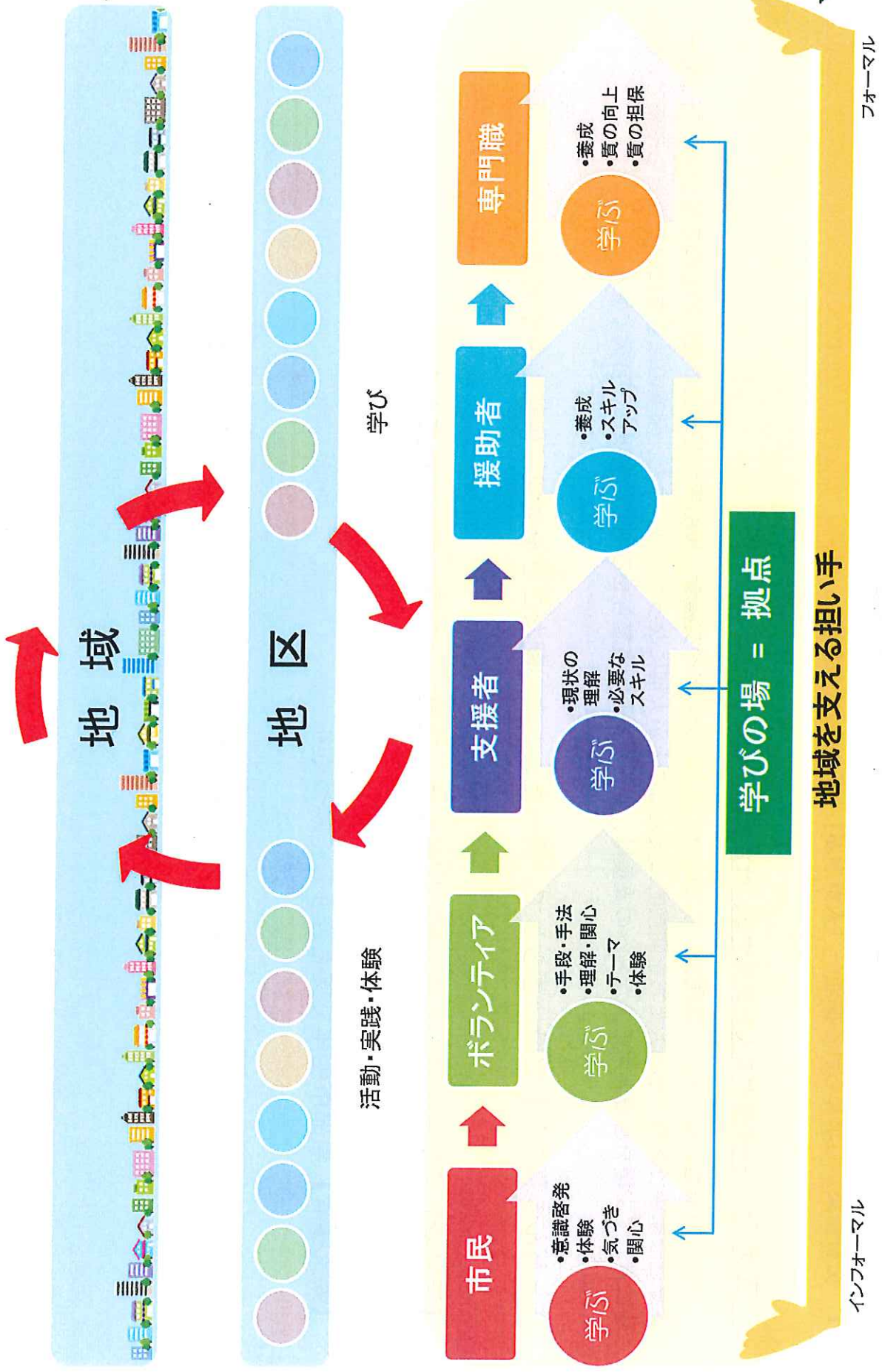
【ボランティア】ボランティアから要支援者を支える支援者層へ

【支援者】支援者から有償ボランティア（援助者）へ

【援助者】援助者の担い手を増やしスキルを高める

【専門職】専門職を養成し担い手を増やす、質の向上と担保を図る

黒部市一体での人材育成



質・スキル・養成

知識・知る

V 分析結果・拠点の役割から見える拠点に求められる機能

1 分析結果から求められる機能—「人が学ぶ」「支える」「つなぐ」

「支える」—支援する人を支援する、はざまにいる人を支える—

地域福祉推進の担い手は、専門職だけではなくボランティアや支援者、援助者など地域の担い手となる活動者、そして一番身近な家族である。その人たちを間接的に支えることが大切になってくる。また、制度のはざまにいる人たちや新しい課題に対して支援を必要とする人たちへの支援は、誰もが安心して暮らせる地域の実現に不可欠である。

【ふだんの暮らし】 普段の暮らしで、困ったことや心配なことを気軽に相談出来る窓口

【活動者】 活動者を支える場、集い情報交換、交流できる場、気持ちを支える場

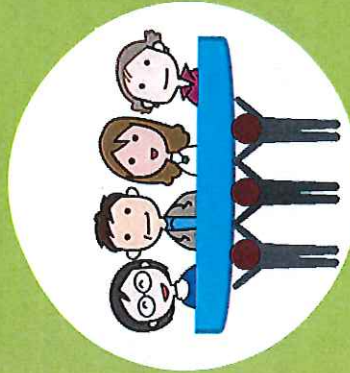
【要支援者】 黒部市全体で支え合うしくみづくり

【はざま】 制度外、少数派（マイノリティー）誰もが安心して暮らせる福祉のまち



ふだんの暮らし
を支える

困ったことや心配
なことを気軽に
相談できる窓口



地域支援活動者
を支える

集い情報交換
交流ができる場
気持ちを支える場



要支援者を
支える

黒部市全体で
支え合うしくみ
づくり



制度のはざまに
いる人を支える

誰もが安心して
暮らせるまちづくり

支える場 = 拠点

V 分析結果・拠点の役割から見える拠点に求められる機能

1 分析結果から求められる機能―「人が学ぶ」「支える」「つなぐ」

「つなぐ」―福祉活動の活性化、サービスの充実―

必要な人やモノ、資金、情報などをつなぐことで活動をスムーズに後押しすることが出来る。また、困りごとがあるとき、制度や専門性をつなぐことで福祉サービスの利便性が向上し、新たなサービスの開発にもつながる。

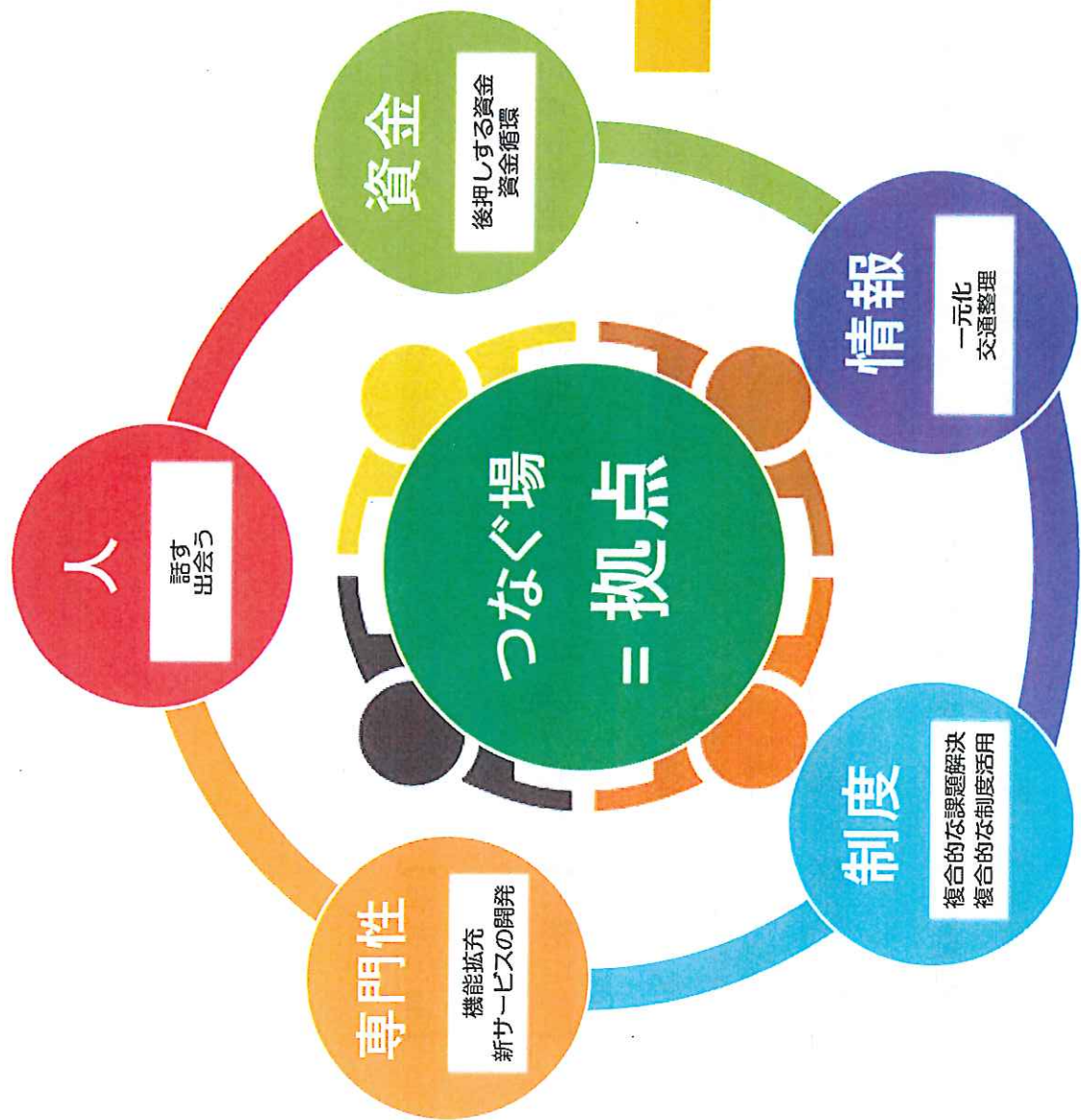
【人】活動したい人同士をつなぐ、出会う場

【資金】地域福祉推進を後押しする資金と地域での資金循環

【情報】福祉に関する情報の発信と収集の一元化、情報の交通整理

【制度】複雑多様化する課題に対しての複合的な制度活用

【専門性】機能拡充と新たなサービスの開発



- ・活動の活性化
- ・サービスの充実が生まれる

V 分析結果・拠点の役割から見える拠点に求められる機能

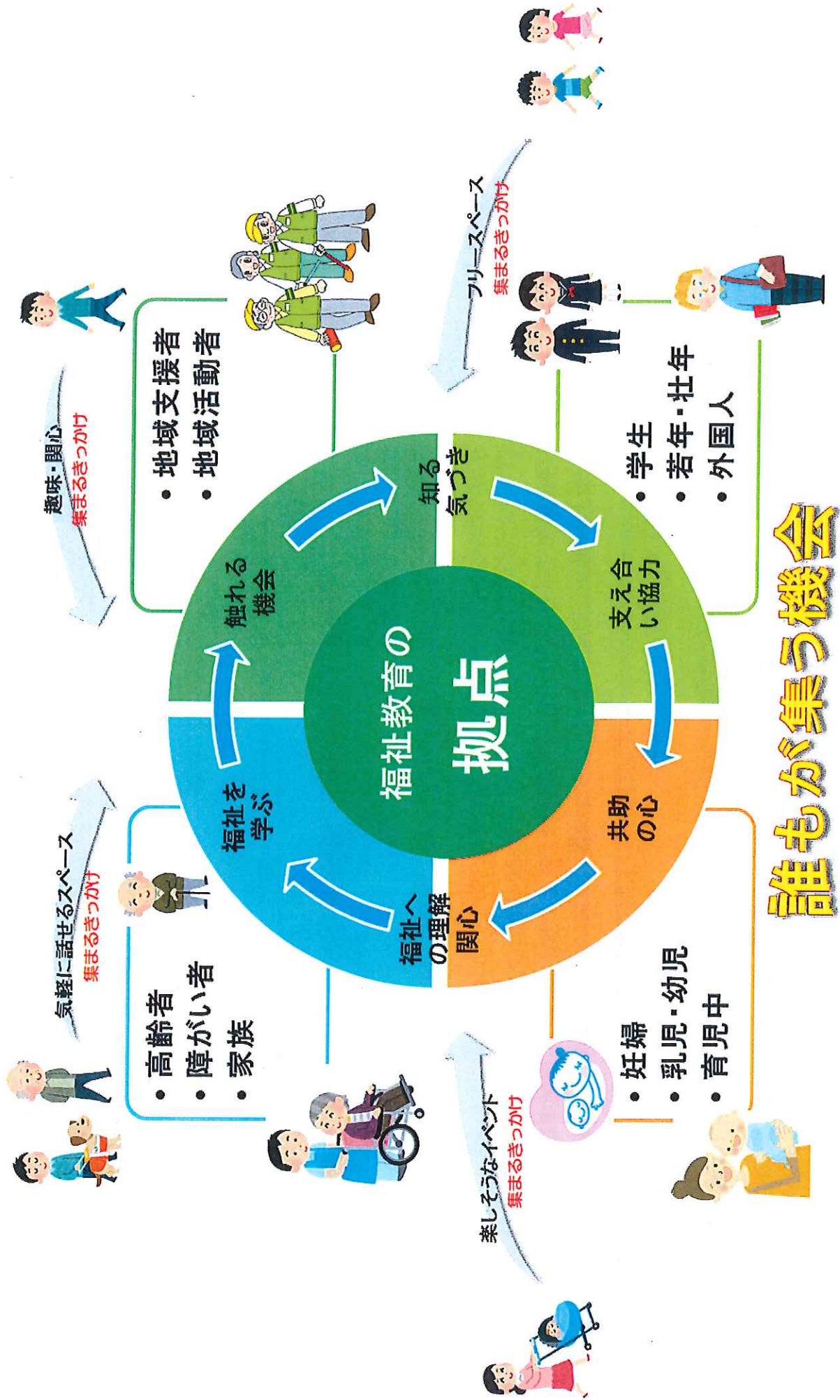
2 拠点の役割として求められる機能—「誰もが集う機会」「複合的な機能」

「誰もが集う機会」—福祉教育、知る、触れる機会—

「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」の実現のために、支援を必要とする当事者や利用者または、支援活動者以外の人々にも拠点に来る機会をつくり出す。様々な集いで拠点を訪れる機会をつくることで、知ることや気づきが生え、将来的な福祉への理解や協力につながる福祉教育の推進を図る。

【来る機会】 身近に集まれる場や気軽に話せる場を提供することで多様な人々が集まる場づくり

【福祉教育】 拠点の集う機会や寄る機会をつくることで、知る、触れることにより福祉への理解が進む



誰もが集う機会

V 分析結果・拠点の役割から見える拠点に求められる機能

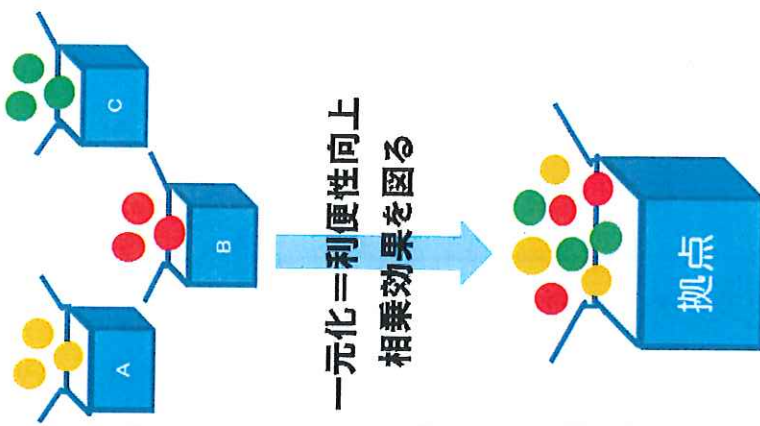
2 拠点の役割として求められる機能—「誰もが集う機会」「複合的な機能」

「複合的な機能」—相乗効果を生み出す、利便性向上—

福祉に関する相談やサービスを一つの拠点に集約し一元化することにより市民に分かりやすく、利便性が向上する。福祉の機能を持った施設を隣接又は併設することで、相乗効果を図られる。また、災害が起きた時の災害ボランティア支援センターなど福祉に特化した拠点としての機能を持つ。

【利便性・相乗効果】 施設の隣接又は併設により福祉サービスの集約

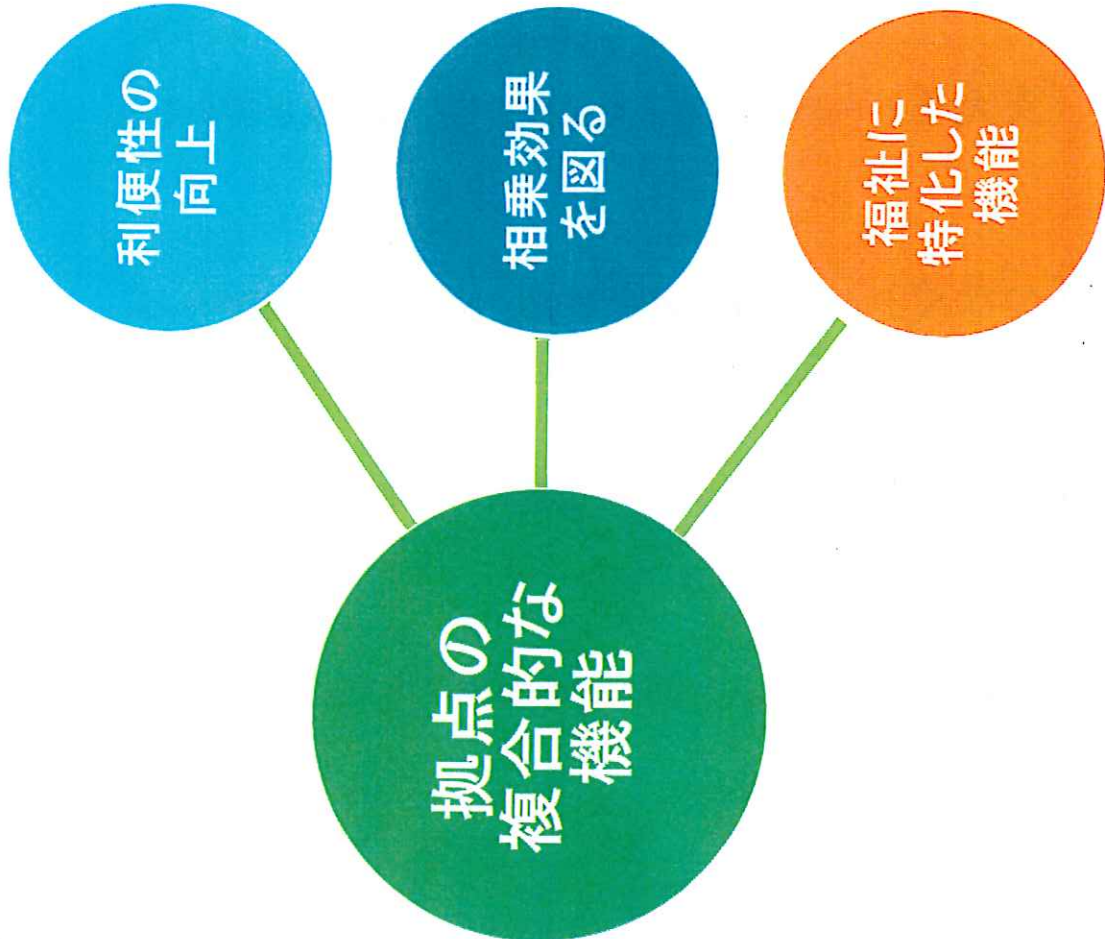
【特化した機能】 災害時、緊急時などの際に福祉に特化した機能



• 福祉に関する相談やサービスを一つの拠点に集約

• 施設の隣接又は併設により福祉サービスの集約

• 災害が起きた時の災害ボランティア支援センターなど福祉に特化した拠点としての機能を持つ



VI 「新しい拠点のあり方」

1 拠点のコンセプト

「人と地域のしあわせを支える拠点」

市民一人一人のしあわせを支え、一つ一つの地域の福祉を支える

市民一人一人のしあわせを支え、「やさしい福祉のまち」の実現
これからの地区・地域という単位の活動推進を図る

2 備えるべき機能

「人が学ぶ」 —黒部市一体での人材育成と担い手育成—

「支える」 —支援する人を支援する、はざまを埋める—

「つなぐ」 —福祉活動の活性化、サービスの充実—

「誰もが集う機会」 —福祉教育、知る、触れる機会—

「複合的な機能」 —相乗効果を生み出す、利便性向上—

Ⅶ 委員会としてのまとめ

今後考えられる地域の担い手不足や人材育成の課題、地区・地域単位の活動を支える機能など、黒部市全域を支える中心的機能を果たす拠点施設を整備することで、将来の「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまち」を実現することが出来る。

本委員会で協議検討し整理した事項を基に黒部市の地域福祉推進拠点施設となるハード面を早期に整備することと共に、それを動かす「人」や「しくみづくり」などソフト面については、今からできることは着実に取り組み、拠点施設が出来た時にソフト面とつながり、より一層地域福祉活動が推進されるようにしなければならない。

1 計画の具現化

本委員会の報告を基に市社会福祉協議会が中心となり、より具体的な拠点施設整備計画づくりが必要である。更に、幅広い福祉分野の中から、黒部市にとって必要なものを選択し集中して取り組むこと、将来を見据えた先行的な視点を取り入れる必要がある。

2 利便性

拠点施設にとって、誰にでも便利であり、使いやすく分かりやすくすることが重要な要素の一つである。公共交通や開館時間、場所については、市民や利用者にとっての利便性を優先に検討していく必要がある。

3 ソフト面の整備

拠点施設となるハード面が整備されたとしても、その役割や機能を担う「人」や「しくみ」などのソフト面が無ければ、地域福祉推進は実現されない。拠点施設整備がされるまでに、然るべき運営体制の整備を着実に進めておく必要がある。

4 財源の確保

拠点施設整備には、大きな財源が必要となってくる。市の地域福祉推進が目的であることから行政の役割として財源措置を検討するとともに、地域福祉推進を目的とする団体である市社会福祉協議会などが運営面を担うことなど、官と民が連携していく必要がある。

資料編

- 1 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会設置要綱
- 2 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会会則
- 3 委員名簿
- 4 関係会議日程
- 5 検討委員会の進め方構成図

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会
「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人黒部市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、平成27年度の第10回黒部市社会福祉大会において「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」を目指すための大会決議3項目（Ⅰ人材育成の環境整備 Ⅱ地域福祉推進の場づくりと拠点整備 Ⅲ財源の確保）が承認された。その一つである「地域福祉推進の場づくりと拠点整備」について、地域福祉推進のために多様な団体や地域住民が集い話し合いのできる場づくり、福祉・医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携できる機能的な拠点についてのあり方を検討するために地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 地域福祉推進の場づくりと拠点整備について、関係団体や地域住民が連携協働できる場やしくみ、機能的な拠点について検討する委員会を本会にて設置し、第3条に定める事項について協議検討を行う。

また、検討項目を本会会長より委員会へ諮問し、委員会の答申を得て、黒部市へ要望することを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項について検討し、報告書をまとめる。

- (1) 目指すべき地域福祉の姿
- (2) 現在の活動推進拠点についての現状と課題
- (3) 今後求められる新しい拠点のあり方
- (4) 機能的な拠点のあり方
- (5) 拠点の基本計画（コンセプト）

(委員会の設置)

第4条 委員会の運営は会則として別に定める。

2 委員会の庶務は、本会総務課において処理する。

(組織)

第5条 本会の委員は15名以内とする。

2 委員は、黒部市社会福祉協議会正副会長会議で検討し、会長が任命する。

3 委員の内、3名は公募委員を募集する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成28年1月28日から平成28年8月30日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年1月26日より施行し、平成28年8月30日にその効力を失う。

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会
「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」会則

(設置目的)

第1条 「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」設置要綱（社会福祉法人黒部市社会福祉協議会〔以下、「本会」という。〕が設置）に基づき、地域福祉推進のために多様な団体や地域住民が集い話し合いのできる場づくり、福祉・医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携協働できる機能的な拠点についてのあり方を検討する「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」（以下、「委員会」という。）設置する。

本会会長が委員会へ検討・協議項目を諮問し、委員会より、協議・検討した事項をまとめ、本会へ報告書をもって答申とすることが目的である。

(検討・協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討し、報告書をまとめる。

- (1) 目指すべき地域福祉の姿
社協の役割、地域福祉の現状と課題
- (2) 現在の活動推進拠点についての現状と課題
地域福祉を推進する団体の活動拠点の現状調査
黒部市福祉センターの現状と老朽化によるコストや今後の見通し
- (3) 今後求められる新しい拠点のあり方
現在から予想される将来に向けて求められるもの、また必要とされる施設のあり方
- (4) 機能的な拠点のあり方
連携協働を推進するに必要な機能、複合施設等
- (5) 拠点の基本計画（コンセプト）
場所・規模・機能・入居団体等

(組織)

第3条 委員会の委員は15名以内とする。

2 委員は、本会の正副会長会議で検討し、会長が委嘱する。

3 委員の内、3名は公募委員を募集する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成28年1月28日から平成28年8月30日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によって定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長を議長とする。

(議決等)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した副委員長、委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により本会に出席できない副委員長等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項適用について出席したものとみなす。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会総務課において処理する。

(細則)

第9条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、本会会長が委員会の協議をもって定めるものとする。

附則

この会則は、平成28年1月28日より施行し、平成28年8月30日にその効力を失う。

地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会 委員名簿

(任期:平成28年1月28日～平成28年8月30日)

№	役 職	氏 名	選出区分	職 名
1	委員長	川端 康夫	企業・商業	黒部商工会議所会頭
2	副委員長	川村 昭一	地域福祉	黒部市社会福祉協議会 副会長
3	委員	家城 香織	子育て世代	保護者
4	委員	岩井 恵澄	子育て支援	保育教育施設経営
5	委員	岩井 憲一	自治振興会	黒部市自治振興会連絡協議会長 三日市自治振興会長
6	委員	沖村 武志	地域福祉	黒部市民生委員児童委員協議会長
7	委員	高本 一恵	女性団体	JAくろべ女性部
8	委員	永井 出	障害者支援	施設経営
9	委員	中 伸之	黒部市	市民生活部長
10	委員	能登麻美子	ボランティア・NPO	黒部市食生活改善推進協議会長
11	委員	古川 和幸	地域活動者	地域活動者
12	委員	吉松 勇	福祉行政有識者	元富山県職員
13	委員	開澤 結城	公募委員	
14	委員	中平 達彦	公募委員	

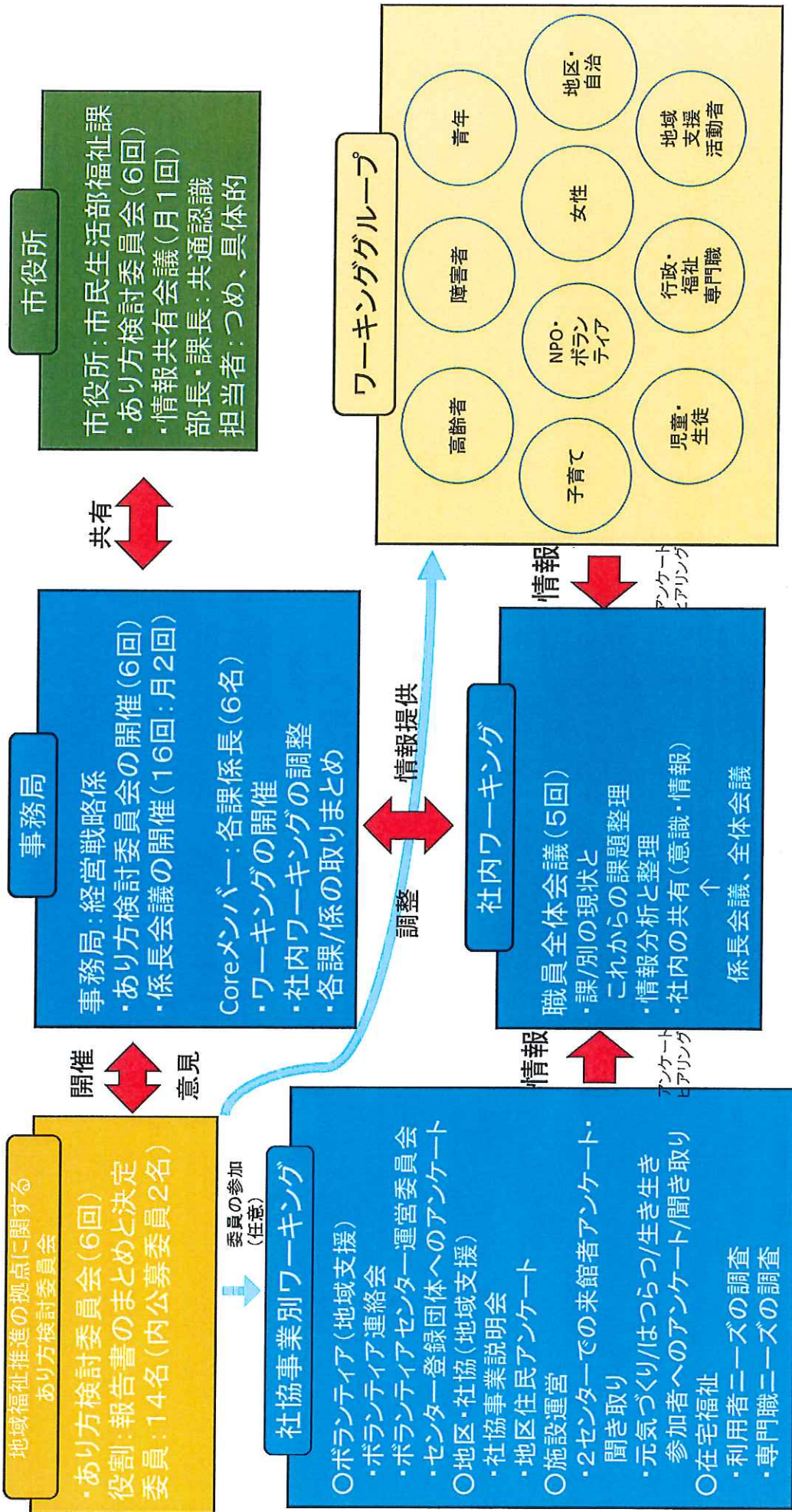
[事務局]

1	事務局長	事務局長/各課長・班長(兼務)	林 高好
2	地域福祉課/施設運営班	主幹/生活支援係長	小倉 博和
3	地域包括支援班	班長補佐	濱松 一美
4	在宅福祉課	課長補佐	宮崎 真佐美
5	地域福祉課	地域支援係長	杉本 歩
6	総務課	経営戦略係長	小柴 徳明
7	在宅福祉課	在宅福祉係長	山瀬 葉月

地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会 関係会議日程

会議名	日	時間	場所
地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会			
あり方委員会①	1月28日	19:00	黒部市福祉センター
あり方委員会②	4月12日	19:00	黒部市福祉センター
あり方委員会③	5月25日	19:00	黒部市福祉センター
あり方委員会④	6月14日	19:00	黒部市福祉センター
あり方委員会⑤	7月20日	19:00	黒部市福祉センター
あり方委員会⑥	8月10日	19:00	黒部市福祉センター
黒部市社会福祉協議会職員全体会議/ワーキング			
職員全体会議①	2月16日	18:30	黒部市福祉センター
職員全体会議②	3月15日	18:30	黒部市福祉センター
職員全体会議③	5月17日	18:30	黒部市福祉センター
職員全体会議④	7月12日	18:30	黒部市福祉センター
職員全体会議⑤	8月2日	18:30	黒部市福祉センター
事務局各課係長会議/コアメンバー会議			
各課係長会議①	2月9日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議②	2月23日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議③	3月8日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議④	3月22日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑤	4月5日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑥	4月19日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑦	5月10日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑧	5月24日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑨	6月7日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑩	6月21日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑪	7月5日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑫	7月19日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑬	8月9日	17:00	黒部市福祉センター
各課係長会議⑭	8月23日	17:00	黒部市福祉センター
ワーキング・ヒアリング	随時		
各課・係会議	月一回		
行政との打合せ会議	月一回		
先進地視察	調整中		

あり方委員会の進め方構成図



地域福祉推進の拠点に関するあり方についての報告書

発 行 平成 28 年 8 月

編集・発行 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会

事 務 局 社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会

〒938-0022

富山県黒部市金屋 464 番地の 1

TEL 0765-54-1082 / FAX 0765-52-2797

E-mail kurobesw@ma.mrr.jp